

令和8年3月31日
北海道運輸局旅客第二課

自家用車活用事業に係る札幌交通圏におけるタクシー不足車両数について

令和8年2月26日付け物流・自動車局旅客課長事務連絡「自家用車活用事業における曜日・時間帯及び不足車両数の設定等について」1.(1)により、配車アプリデータに基づいた札幌交通圏におけるタクシーが不足する曜日・時間帯及び不足車両数を別紙のとおり公表します。

別紙の曜日・時間帯及び不足車両数のほか、上記事務連絡1.(2)により、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会に加盟する団体からの申出があった場合は、当該申出によるタクシーが不足しているとされる曜日・時間帯及び不足車両数も含め、営業区域内の全てのタクシー事業者を対象に、意向調査を実施し、使用可能車両数を配分することとなります。

なお、既に自家用車活用事業(日本版ライドシェア)の許可を受けているタクシー事業者について、許可書に記載されている許可期限以降も自家用車活用事業(日本版ライドシェア)の運行を行う場合は、再度許可を受ける必要がありますので、運輸支局へ申請が必要です。

○札幌交通圏(※1)におけるタクシーが不足する曜日・時間帯及び不足車両数(※2)
(令和8年2月26日現在)

【新】

営業区域名	タクシーが不足する曜日・時間帯	不足車両数
札幌交通圏	土：0～4時台	30台

(※1)札幌交通圏=札幌市、江別市、北広島市、石狩市(ただし、平成17年10月1日に編入された旧厚田村、旧浜益村の区域を除く。)

(※2)不足車両数=配車アプリのマッチング率90%を確保するために必要な車両数

(参考)

【現行】

営業区域名	タクシーが不足する曜日・時間帯	不足車両数
札幌交通圏	木～日：16～20時台	190台
	土日：0～4時台	170台

《現行の公表資料》

令和6年4月26日国土交通省プレスリリース

「自家用車活用事業に係る営業区域ごとのタクシーの不足車両数を公表します」

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001740734.pdf>